

令和2年3月23日

保護者 様

県立尼崎北高等学校
校 長 森井 裕史

春季休業中の学校運営について（お知らせ）

浅春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、県教育委員会より通知がありました。

つきましては、本校として下記の通り、対応しますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 令和2年3月24日（火）から4月7日（火）までの春季休業期間の活動については以下のとおりとする。
 - （1） 活動場所は校内のみとする。
屋内・屋外にかかわらず「クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則」に留意すること。
① 密集 ② 換気 ③ 飛沫感染となる会話等
 - （2） 活動時間は1日2時間を上限とする。
 - （3） 活動を行わない日
少なくとも月～金に2日及び土日に1日の計3日は休むこと。
 - （4） 対外試合・合同練習・合宿はおこなわない。
 - （5） 引き続き、日々、健康観察を行い、発熱等の症状がある場合は登校しない。
- 2 感染拡大防止策、その他の対応については本校HPに掲載の
令和2年3月2日、3月9日及び3月19日のお知らせをご参照ください。
- 3 生徒が（*）濃厚接触者となった場合
保健所等関係機関の指示する日まで自宅での健康状態を把握するとともに、学校に電話連絡をお願いいたします。
*濃厚接触者とは生徒の同居する家族等に新型コロナウイルス感染症患者が発生し、保健所等関係機関から自宅待機等の指示を受けたものをいう。